

## 緊急公共工物品質確保対策の平成18年度の取り組みについて

公共工事において、いまなお低入札価格による案件が高水準で推移していることから、先般、入札段階を中心とした「緊急公共工物品質確保対策」が策定されたところです。

この緊急対策を受け、中国地方整備局としては、低入札価格対策として特に即効性があり効果が期待できる「施工体制確認型総合評価方式」及び「低入札価格の特別重点調査」に早急に取り組むことになりました。

これらの取り組みにより、更なる公共工事の品質確保を図ることにしています。

なお、建設業関連企業を対象に「緊急公共工物品質確保対策」の説明会が平成19年1月5日に広島市で開催されました。

# 緊急公共工事品質確保対策について

平成19年1月5日

中国地方整備局

# 国土交通省における緊急公共工事品質確保対策(案) 概要 平成18年12月8日発表

## 既に講じている公共工事の品質確保対策(H18.4実施)

### (1)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

### (2)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名 2名)を義務化

### (3)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増



公共工事の品質確保に重大な支障

## 追加対策の概要

### (1)総合評価方式の拡充

技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

### (2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

### (3)一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和  
過去10年分 当面、最大で過去15年分

### (4)入札ポンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

現在、先行的導入を行っている入札ポンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大  
(宮城県) 3億円以上に導入 (東北地方整備局) 7.2億円以上 2億円以上

### (5)公正取引委員会との連携強化

不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

## (公共工事の品質確保の必要性)

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

### 公共工事品質確保法の制定(平成17年4月施行)

- ・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
- ・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保



## (低入札工事の品質確保等への懸念)

### 品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇒ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工 コスト調査対象工事等)

#### (工事手抜きの事例)

道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、**道路予定地に不正に埋め立て処分**  
(平成16年度 関東地方整備局)

### 安全対策の不徹底

平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)  
平成18年度の低入札工事の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増  
(H17:1.1% H18:3.2%)

⇒ 工事の安全対策上の問題が生じている (関東地方整備局)

#### (事故発生の事例)

道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、**工所用ダンプトラックが一般車両と衝突**  
(平成16年度 関東地方整備局)



## (公共工事の品質確保対策が必要)

極端な低入札によって、公共工事の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

## (極端な低入札の増加)

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)



これまで累次にわたり低価格入札に係る対策を講じてきたところであるが、今なお低価格入札が高水準で推移しており、本年4月にとりまとめた工事の施工段階における監督・検査・立入調査等の強化を中心とする対策に加え、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとなった。

## 1. 総合評価方式の拡充(施工体制の確認を行う方式の試行実施)

### (1) 対象工事

原則として、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港関係工事で予定価格2億円以上のもの。  
なお、その他の工事についても試行できるものとする

### (2) 技術評価点の拡充

技術評価点に「施工体制評価点」30点を新たに追加  
技術提案等の加算点は、これまで10～50点の範囲で付与していたが10～70点の範囲で付与(簡易型：10～30点 10～50点)  
新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮  
原則、平成18年12月上旬以降に入札手続(公告)を開始するものから適用

## 2. 品質確保ができないおそれがある場合の具体化

(特別重点調査の試行実施)

### (1) 特別重点調査制度の対象工事

予定価格が2億円以上の工事で、調査基準価格を下回り、入札価格の各費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る者を対象に厳格な調査を実施

一定の割合とは、直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費で30%  
ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用除外。

### (2) 特別重点調査の試行内容

下記事項等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に調査

- ・入札参加者が作成した積算内訳書が品質の確保がなされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか。
- ・品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか。

### (3) 低入札価格調査制度の的確な運用による落札者の決定

- 調査結果を踏まえ、以下の場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続きを経て次順位者と契約。
- ・品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
  - ・交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合 等

原則、平成19年1月1日以降の入札に係るものから適用

## 3. 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つである「同種工事の施工実績」は、現行、過去10年の実績を標準的に採用しているが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、最大で過去15年の実績まで対象とすることができるよう要件を緩和する。

平成18年12月上旬以降に入札手続(公告)を開始するものから適用

## 4. 「入札ボンド」の導入拡大

国土交通省直轄工事において試行導入している「入札ボンド」について地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大。

- ・宮城県が平成18年11月に公告する3億円以上の全ての工事
- ・東北地方整備局発注の宮城県内工事(一般土木、PC)のうち2億円以上のものに試行対象を拡大(現行7.2億円以上)

平成18年12月上旬以降に入札手続(公告)を開始するものから適用(予定)

## 5. 公正取引委員会との連携強化

低価格入札案件情報(入札結果、特別重点調査結果)や立入調査結果等について必要に応じ公正取引委員会に対して通報  
国土交通省と公正取引委員会との連絡会議の開催(H18.10.12第1回開催)

## 6. 予定価格の的確な見直し

施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施しその結果を迅速かつ的確に予定価格に反映  
平成18年度中に実態調査に着手、その結果を踏え積算基準に反映

## 平成18年度または今後の中国地方整備局の取り組み

### 1. 施工体制確認型総合評価方式

12月以降に入札手続（公告）を開始する3億円以上の一般土木工事、2億円以上の鋼橋上部工事、コンクリート橋上部工事、港湾土木工事を対象に試行。

一般土木工事4工事、鋼橋上部工事2工事、コンクリート橋上部工事1工事、港湾土木工事1工事（12月20日公告済み）の計8工事において試行することとしており、1月中旬を目途に公告予定。  
技術提案とその施工計画の評価に与える加算点は、施工体制の評価結果の施工体制評価点の満点に対する割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入した数値とする。

### 2. 特別重点調査

平成19年1月1日以降に入札が行われる全ての一般土木工事、鋼橋上部工事、コンクリート橋上部工事、2億円以上の港湾土木工事、営繕工事（支出委任、受託を除く）及び2億円以上のその他工事を対象に実施。  
なお、現在、公告済みで入札契約手続期間中で平成19年1月1日以降に入札を行う工事については、競争参加資格の確認結果通知または指名通知を行うとき、または、通知済みの場合は別途、特別重点調査を行う旨を通知対象者に周知する。

### 3. 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

施工実績の10年については、平成8年6月17日付けの事務次官等会議申合せの「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画運用指針」において定められている「同種工事の施工実績として認める期間は少なくとも10年とする。」に基づき運用しているところである。

平成19年度から年度毎に1年づつ要件の緩和を実施する予定

なお、施工実績業者数が著しく少ない等の工事については、必要に応じて施工実績期間を緩和する。

港湾空港関係工事については、施工実績を勘案して必要に応じて施工実績期間を緩和する。

### 4. 「入札ボンド」導入拡大

東北地方整備局等の試行結果を踏まえ、平成19年度以降試行する予定。

### 5. 公正取引委員会との連携強化

低価格入札案件情報（入札結果、特別重点調査結果）や建設業許可部局との連携のもと立入調査結果等について必要に応じ公正取引委員会に対して通報を行う。

また、継続的及び断続的な低価格入札を行った者については、公正な取引の秩序を確保するために公正取引委員会へ報告を行う。

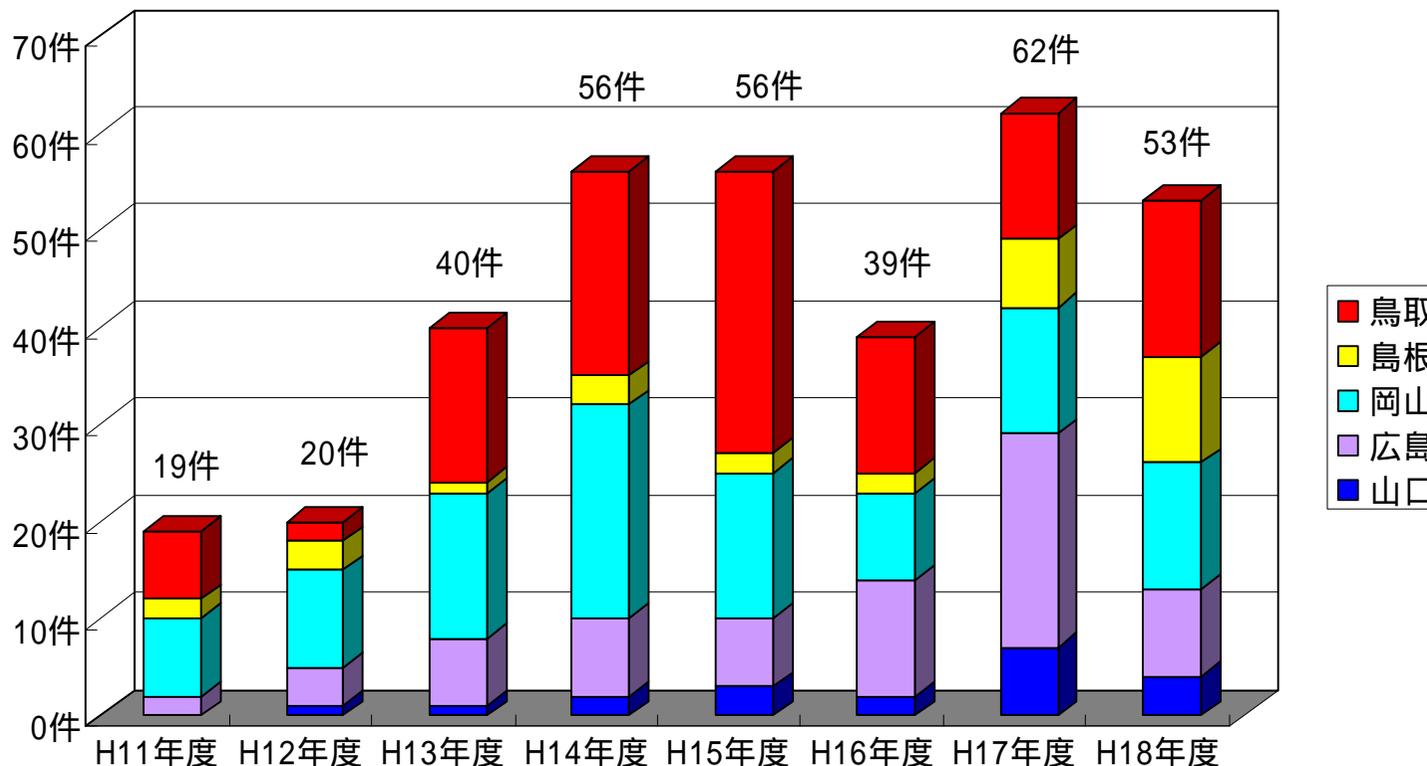
[平成18年10月20日記者発表（中国地整）]

### 6. 予定価格の的確な見直し

平成18年度中に、鋼橋上部工事、トンネル工事、コンクリート橋上部工事、機械設備工事に係る実態調査を実施する予定である。

中国地方整備局における年度別低入札工事発生状況(H11～H18年度)

中国地方整備局における年度別低入札工事発生件数(県別発生件数)



年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
発生件数	19件	20件	40件	56件	56件	39件	62件	53件	
県別内訳	鳥取	7件	2件	16件	21件	29件	14件	13件	16件
	島根	2件	3件	1件	3件	2件	2件	7件	11件
	岡山	8件	10件	15件	22件	15件	9件	13件	13件
	広島	2件	4件	7件	8件	7件	12件	22件	9件
	山口	0件	1件	1件	2件	3件	2件	7件	4件

H18年度発生件数は、H18年10月末現在の発生件数



## H18年度低入札発生状況(H18.10月末現在)

平成18年10月末現在の低入札受注工事は、**53件発生**している。

営繕関係を除く低入札受注工事件数・・・**41件**

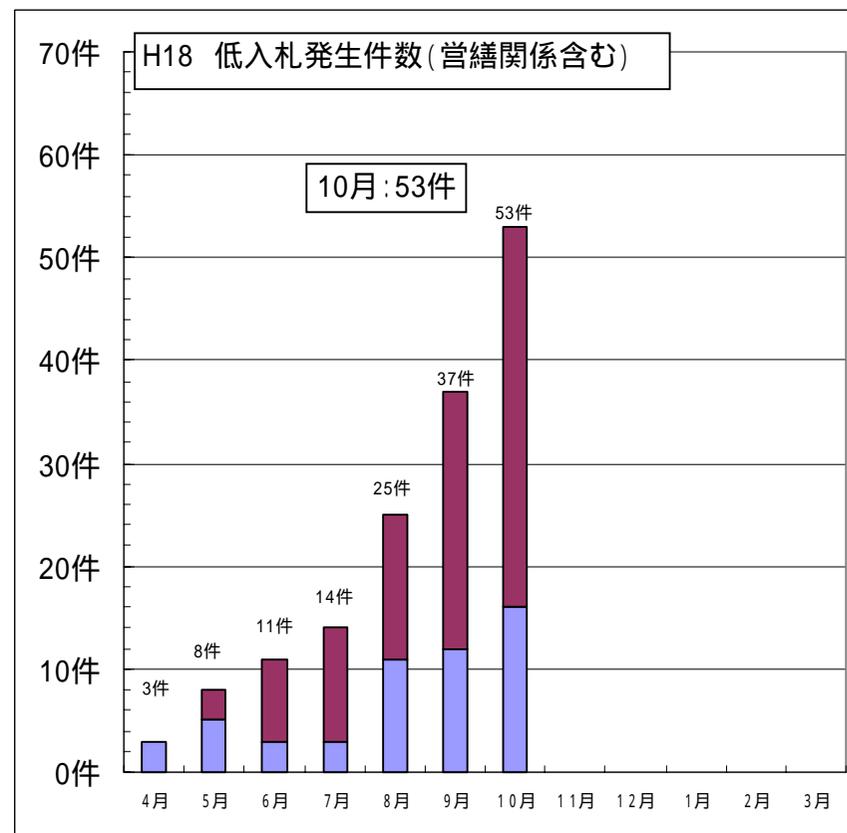
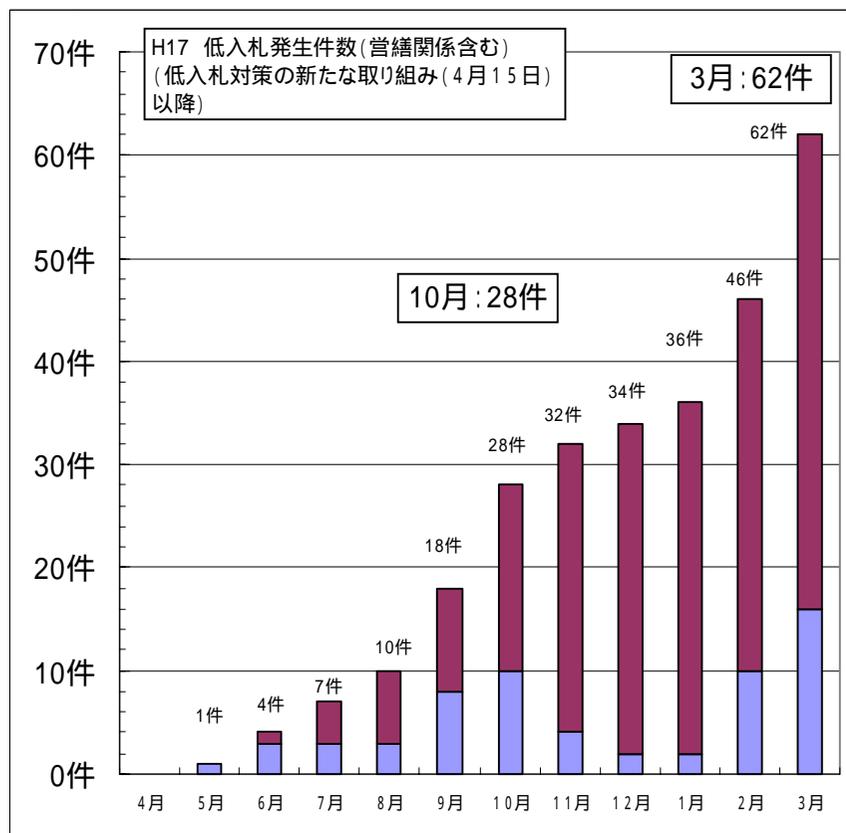
営繕関係の低入札受注工事件数・・・・・・・**12件**

平成17年度の同時期(10月末)と比較し、**25件の増加**(H17:28件 H18:53件)となっている。

営繕関係を除く低入札受注工事件の増加件数・・・**26件**(H17:15件 H18:41件)

営繕関係の低入札受注工事の増加件数・・・・・・・**-1件**(H17:13件 H18:12件)

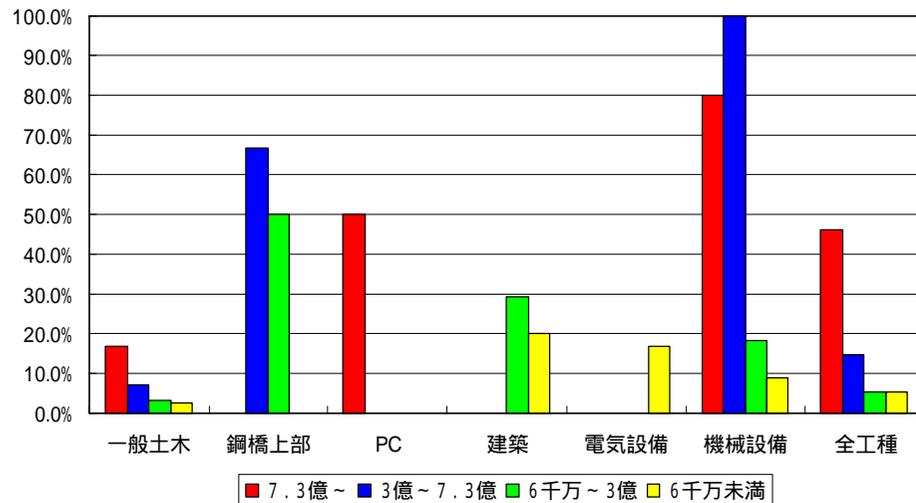
### H18年度低入札発生件数のH17年度同時期(10月末)での比較



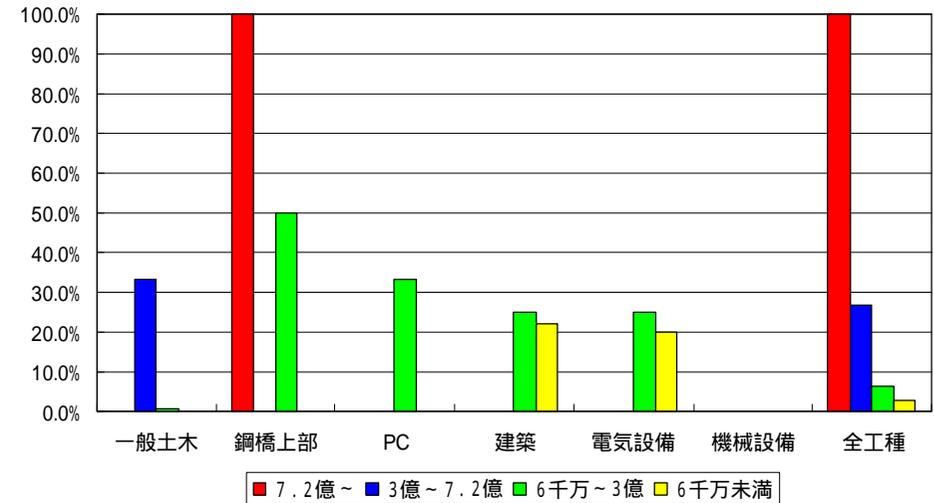
低入札工事発生率調べ(H18.9月末現在)

大規模工事(3億円以上の工事)について、低入札の発生率が高くなっている。  
 一般土木について、3億～7.2億の工事の低入札が増加傾向にあり、発生率も高くなっている。  
 鋼橋上部については、平成17年度、18年度ともに、高い発生率となっている。  
 機械設備については、平成17年度は高い発生率であったが、平成18年度は、現在のところ低入札は発生していない。

平成17年度 低入札工事発生率



平成18年度 低入札工事発生率(H18.9月末時点)



工種	平成17年度 低入札工事発生率														
	7.3億～			3億～7.3億			6千万～3億			6千万未満			計		
	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率
一般土木	6	1	16.7%	14	1	7.1%	240	8	3.3%	79	2	2.5%	339	12	3.5%
鋼橋上部	0	0	0.0%	3	2	66.7%	4	2	50.0%	4	0	0.0%	11	4	36.4%
PC	2	1	50.0%	6	0	0.0%	7	0	0.0%	3	0	0.0%	18	1	5.6%
建築	0	0	0.0%	1	0	0.0%	17	5	29.4%	50	10	20.0%	68	15	22.1%
電気設備	0	0	0.0%	0	0	0.0%	10	0	0.0%	24	4	16.7%	34	4	11.8%
機械設備	5	4	80.0%	1	1	100.0%	11	2	18.2%	33	3	9.1%	50	10	20.0%
全工種	13	6	46.2%	27	4	14.8%	489	27	5.5%	555	29	5.2%	1084	66	6.1%

工種	平成18年度 低入札工事発生率														
	7.2億～			3億～7.2億			6千万～3億			6千万未満			計		
	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率	契約 件数	低入札 件数	発生率
一般土木	0	0	0.0%	12	4	33.3%	121	1	0.8%	24	0	0.0%	157	5	3.2%
鋼橋上部	1	1	100.0%	0	0	0.0%	6	3	50.0%	1	0	0.0%	8	4	50.0%
PC	0	0	0.0%	0	0	0.0%	15	5	33.3%	3	0	0.0%	18	5	27.8%
建築	0	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	9	2	22.2%	13	3	23.1%
電気設備	0	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	5	1	20.0%	9	2	22.2%
機械設備	0	0	0.0%	1	0	0.0%	8	0	0.0%	11	0	0.0%	20	0	0.0%
全工種	1	1	100.0%	15	4	26.7%	295	19	6.4%	242	7	2.9%	553	31	5.6%

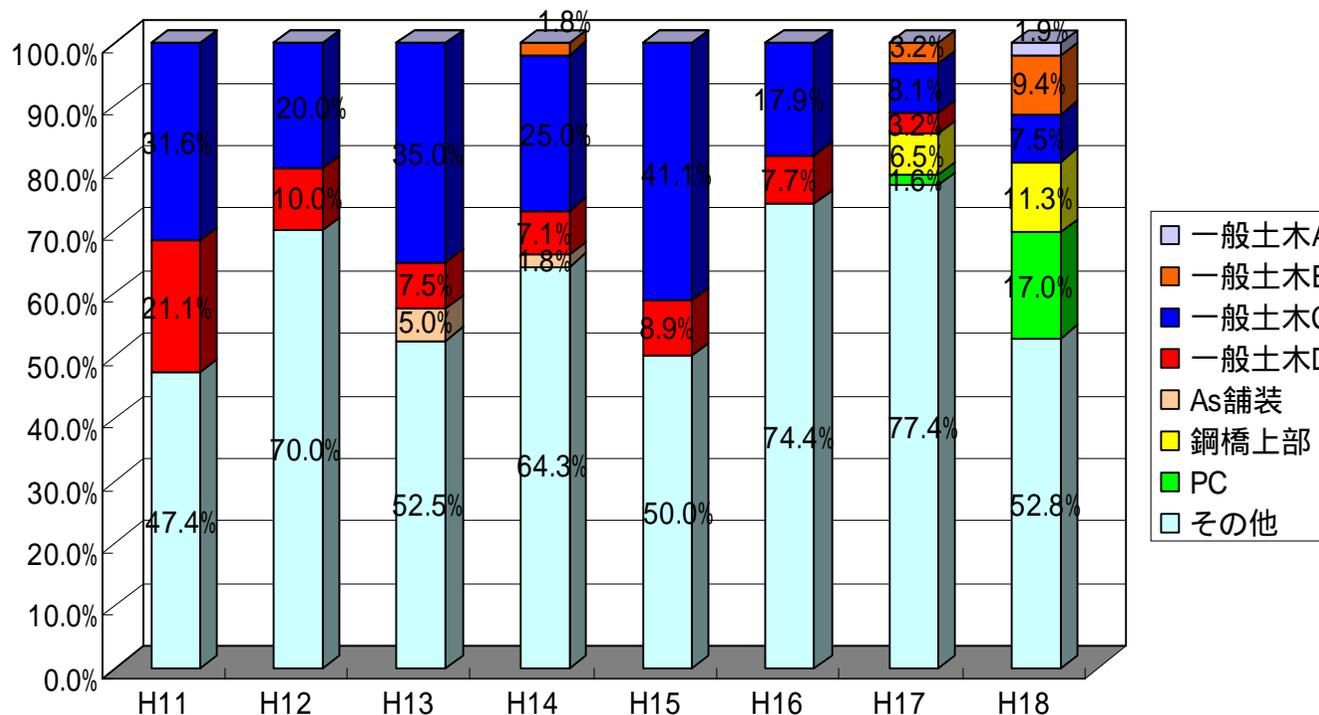
件数は契約日ベース

平成18年度は9月末までに契約をした工事件数

金額は予定価格ベース

平成11～18年度 低入札発生件数推移(工種別)

H11～18年度 低入札発生件数推移(工種別)

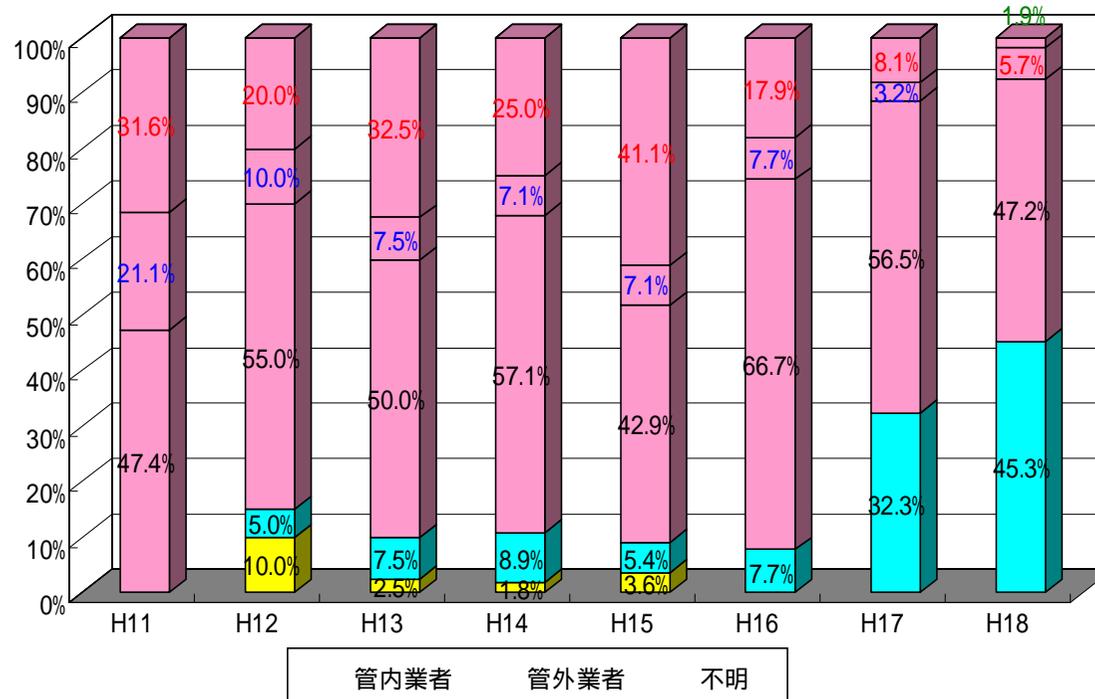


	H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18	
	件数	シェア														
一般土木A	0件	0.0%	1件	1.9%												
一般土木B	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	1件	1.8%	0件	0.0%	0件	0.0%	2件	3.2%	5件	9.4%
一般土木C	6件	31.6%	4件	20.0%	14件	35.0%	14件	25.0%	23件	41.1%	7件	17.9%	5件	8.1%	4件	7.5%
一般土木D	4件	21.1%	2件	10.0%	3件	7.5%	4件	7.1%	5件	8.9%	3件	7.7%	2件	3.2%	0件	0.0%
As舗装	0件	0.0%	0件	0.0%	2件	5.0%	1件	1.8%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
鋼橋上部	0件	0.0%	4件	6.5%	6件	11.3%										
PC	0件	0.0%	1件	1.6%	9件	17.0%										
その他	9件	47.4%	14件	70.0%	21件	52.5%	36件	64.3%	28件	50.0%	29件	74.4%	48件	77.4%	28件	52.8%
計	19件	100.0%	20件	100.0%	40件	100.0%	56件	100.0%	56件	100.0%	39件	100.0%	62件	100.0%	53件	100.0%

H18年度発生件数は、H18年10月末現在の発生件数

平成11～18年度 低入札発生件数推移(管内・管外業者受注率)

H11～18年度 低入札発生件数推移(管内・管外業者受注率)



上表の管内業者のシェアのうち、緑文字：一般土木B、赤文字：一般土木C、青文字：一般土木D、黒文字：その他工種

	H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		
	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	業者数	シェア	
管内業者	一般土木A	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	一般土木B	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%
	一般土木C	6	31.6%	4	20.0%	13	32.5%	14	25.0%	23	41.1%	7	17.9%	5	8.1%	3	5.7%
	一般土木D	4	21.1%	2	10.0%	3	7.5%	4	7.1%	4	7.1%	3	7.7%	2	3.2%	0	0.0%
	その他	9	47.4%	11	55.0%	20	50.0%	32	57.1%	24	42.9%	26	66.7%	35	56.5%	25	47.2%
管外業者	0	0.0%	1	5.0%	3	7.5%	5	8.9%	3	5.4%	3	7.7%	20	32.3%	24	45.3%	
不明	0	0.0%	2	10.0%	1	2.5%	1	1.8%	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
計	19	100%	20	100%	40	100%	56	100%	56	100%	39	100%	62	100%	53	100%	

H18年度発生件数は、H18年10月末現在の発生件数

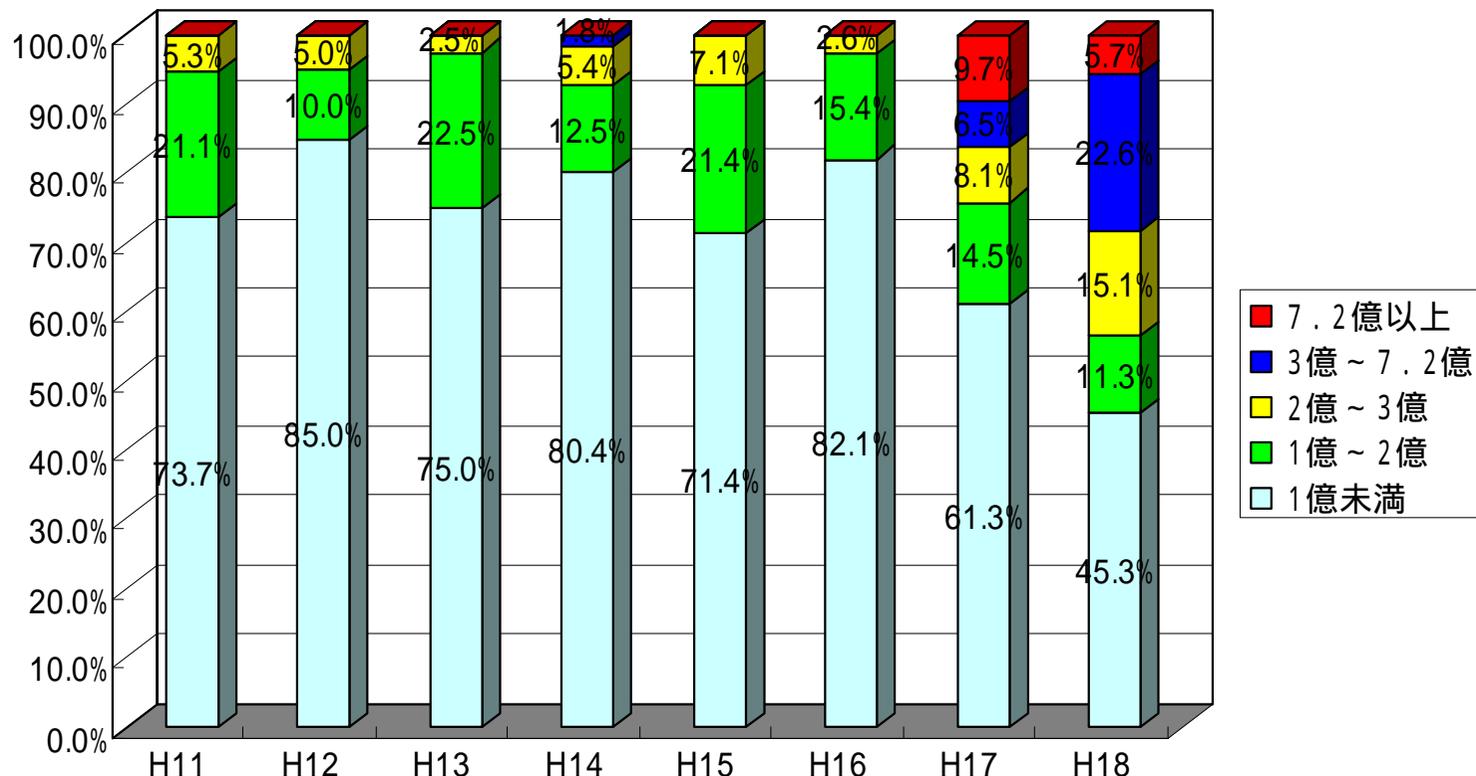
管内・・・中国地方整備局管内に本社・本店がある業者数

管外・・・中国地方整備局管外に本社・本店がある業者数

不明・・・有資格業者リストに掲載されていない業者数

平成11～18年度 低入札発生件数推移(予定価別)

H11～18年度 低入札発生件数推移(予定価別)



	H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18	
	件数	シェア														
1億未満	14件	73.7%	17件	85.0%	30件	75.0%	45件	80.4%	40件	71.4%	32件	82.1%	38件	61.3%	24件	45.3%
1億～2億	4件	21.1%	2件	10.0%	9件	22.5%	7件	12.5%	12件	21.4%	6件	15.4%	9件	14.5%	6件	11.3%
2億～3億	1件	5.3%	1件	5.0%	1件	2.5%	3件	5.4%	4件	7.1%	1件	2.6%	5件	8.1%	8件	15.1%
3億～7.2億	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	1件	1.8%	0件	0.0%	0件	0.0%	4件	6.5%	12件	22.6%
7.2億以上	0件	0.0%	6件	9.7%	3件	5.7%										
計	19件	100.0%	20件	100.0%	40件	100.0%	56件	100.0%	56件	100.0%	39件	100.0%	62件	100.0%	53件	100.0%

H18年度発生件数は、H18年10月末現在の発生件数

総合評価方式実施工事の落札者の状況

現在の総合評価方式においては、特に、極端な低価格による入札がなされた場合、価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、質の高い技術提案を行う企業が正當に評価されないことが懸念される。中国地方整備局における落札者の状況は、下記のとおり最低価格者による落札が顕著となっている。

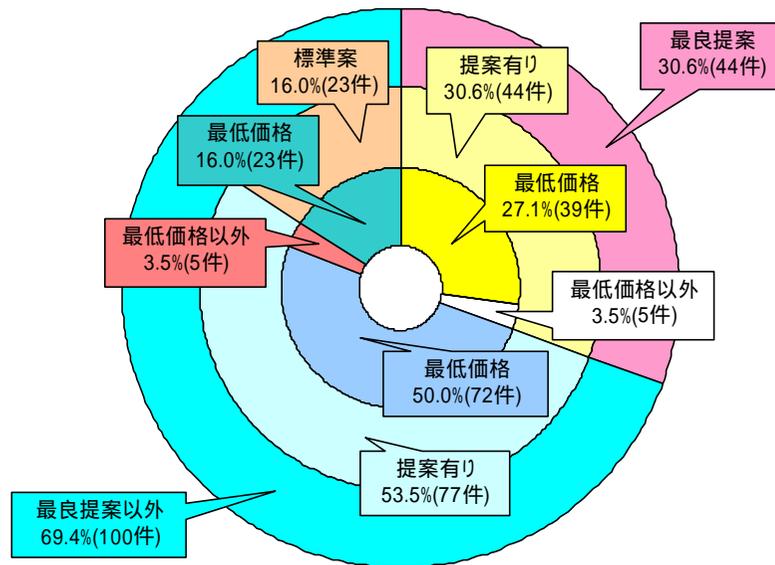
平成17年度

・最低価格者による落札：93.0%    ・最良提案かつ最低価格者の落札：27.1%

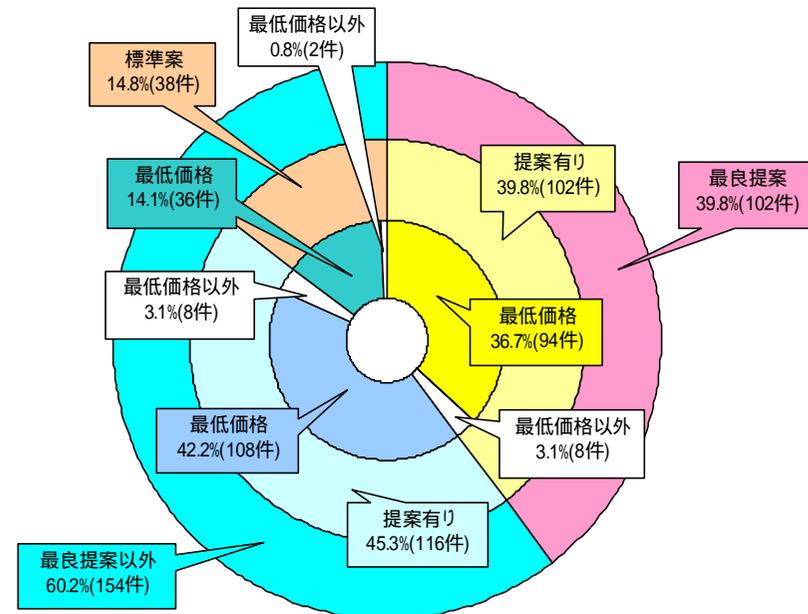
平成18年度

・最低価格者による落札：93.8%    ・最良提案かつ最低価格者の落札：36.7%

H17年度 総合評価落札方式落札状況(全144件)



H18年度 総合評価落札方式落札状況(全256件)



## 1. 施工体制確認型総合評価方式の試行

### (1) 対象工事

地方整備局長等が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が 2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事 について試行。

なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できる。

### (2) 評価項目

これまでの総合評価方式における評価項目  
技術提案と施工計画、企業及び技術者の評価  
新たな評価項目

施工体制評価（施工体制確保の確実性、品質確保の実効性）

### (3) 配点割合

標準点：100点

施工体制評価点：30点

施工体制確保の確実性：15点

品質確保の実効性：15点

加算点：10点～70点（簡易型：10点～50点）

### (4) 施工体制評価項目の審査・評価方法

#### 審査の方法

#### 原則、開札後速やかにヒアリングを実施

下記資料等を基に審査を実施

#### 調査基準価格以上の者

価格以外の要素が提示された入札書  
・施工計画等施工体制の確認に必要なもの  
施工体制確認のためのヒアリング  
工事費内訳書

#### 調査基準価格未満の者

価格以外の要素が提示された入札書  
・施工計画等施工体制の確認に必要なもの  
施工体制確認のためのヒアリング  
工事費内訳書

#### 開札後求める追加資料

#### 審査の視点

#### 施工体制確保の確実性

- ・下請業者、工事費内訳書の観点からの確実な施工体制の構築
- ・資機材の調達、労務者の確保の観点からの確実な施工体制の構築
- ・適正な配置予定技術者の配置の観点 等

#### 品質確保の実効性

- ・建設副産物や過積載防止など法令遵守の対応
- ・安全確保の体制の構築
- ・品質確保のための体制の構築 等

#### 開札後求める追加資料

調査基準価格以下の者に対して以下の17様式の提出を求める。

様式2-1. 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書  
 様式2-2. 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書  
 様式3. VE提案等によるコスト縮減額調書  
 様式4. 下請予定業者等一覧表  
 様式5. 配置予定技術者名簿  
 様式8-2. 資材購入予定先一覧  
 様式9-2. 機械リース先一覧  
 様式10-1. 労務者の確保計画  
 様式10-2. 工種別労務者配置計画  
 様式11. 建設副産物の搬出地  
 様式12. 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書  
 様式13-1. 品質確保体制（品質管理のための人員体制）  
 様式13-2. 品質確保体制（品質管理計画書）  
 様式13-3. 品質確保体制（出来形管理計画書）  
 様式14-1. 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）  
 様式14-2. 安全衛生管理体制（点検計画）  
 様式16. 施工体制台帳

#### 評価の方法

#### 評価の考え方

「施工体制確保の確実性」「品質確保の実効性」毎に15点/5点/0点の3段階で評価

申し込み価格による工事の履行の信頼性

調査基準価格以上

・施工体制の確保を含め、契約内容に適合した履行がなされる。  
 施工体制が著しく確保されないおそれがある価格以上調査基準価格未満

・施工体制の確保を含め、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある。

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格未満

・下請業者における赤字発生や工事成績評価における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制など施工体制が著しく確保されないおそれがある。

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の約65%)

- ・ 予定価格の算定の前提とした各費用項目ごとの金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については60%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの

評価の視点(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性とも共通)

調査基準価格以上

- ・ 審査において体制の構築されないと認められる場合に限り減点

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格以上調査基準価格未満

- ・ 審査において体制が構築されると認められる場合に限り、加算

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格未満

- ・ 審査を特に重点的に行い、体制をどのように構築するか具体的に確認できる場合に限り、加算

VE提案でコスト縮減が可能となる提案を行った場合は、コスト縮減金額を申し込み金額に加えた額を申し込みに係る価格とみなす。

## その他

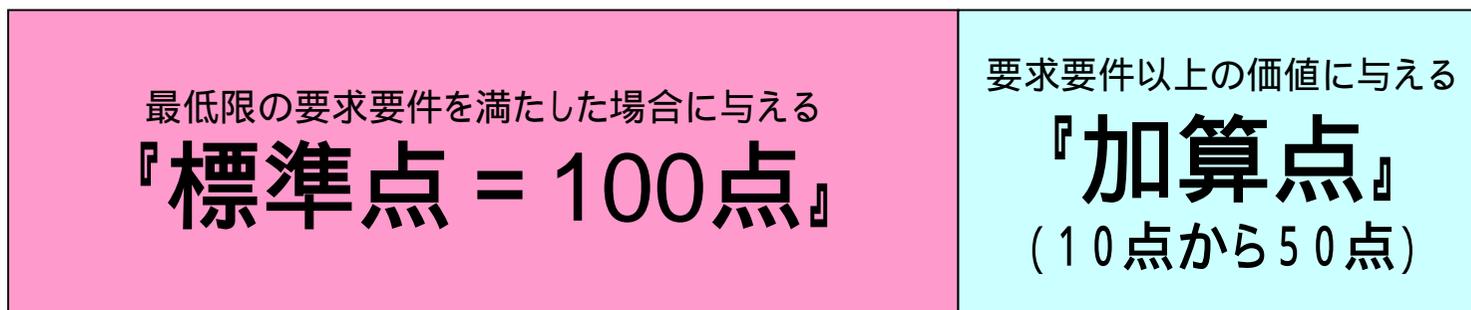
ヒアリングに応じない者、追加資料の提出を行わない者はその者の入札を無効とすることがある。

施工計画書が不適切で、要求要件を満たさないと認められる場合は、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点、加算点を与えない。

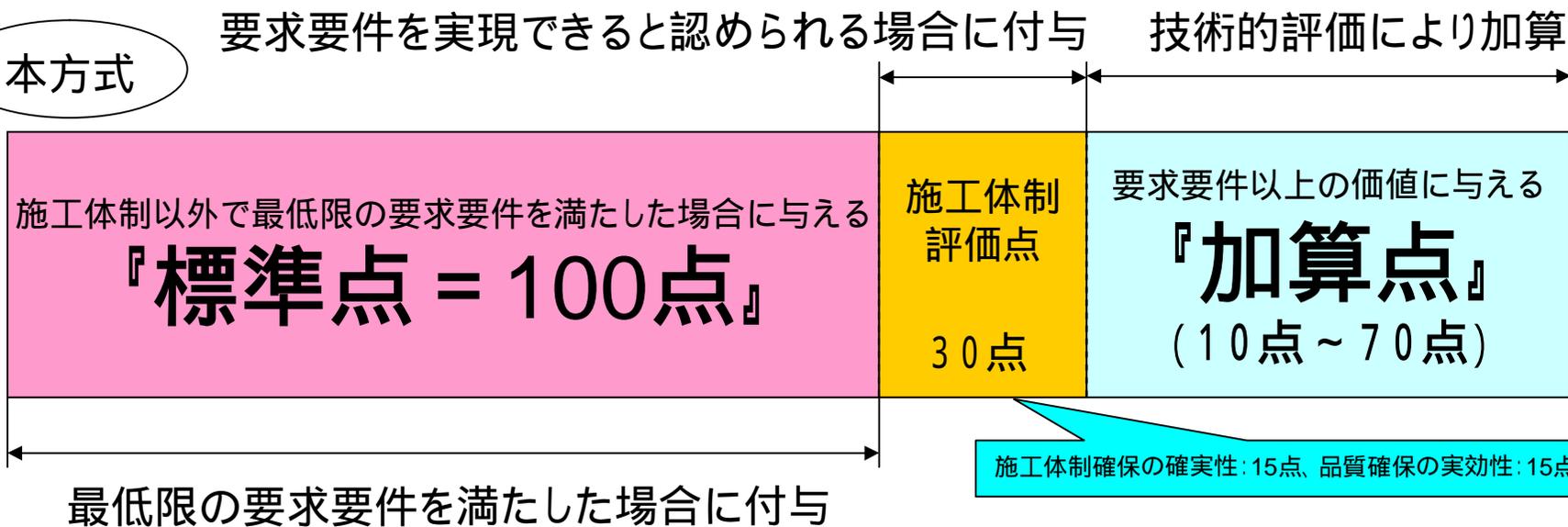
入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求め、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書が提出されない場合は施工体制評価点及び加算点を零点とする場合がある。

施工体制確認型総合評価方式の考え方

従来方式



本方式



施工体制評価点は、優 / 良 / 可の3段階評価

施工体制評価点の施工体制確認の考え方

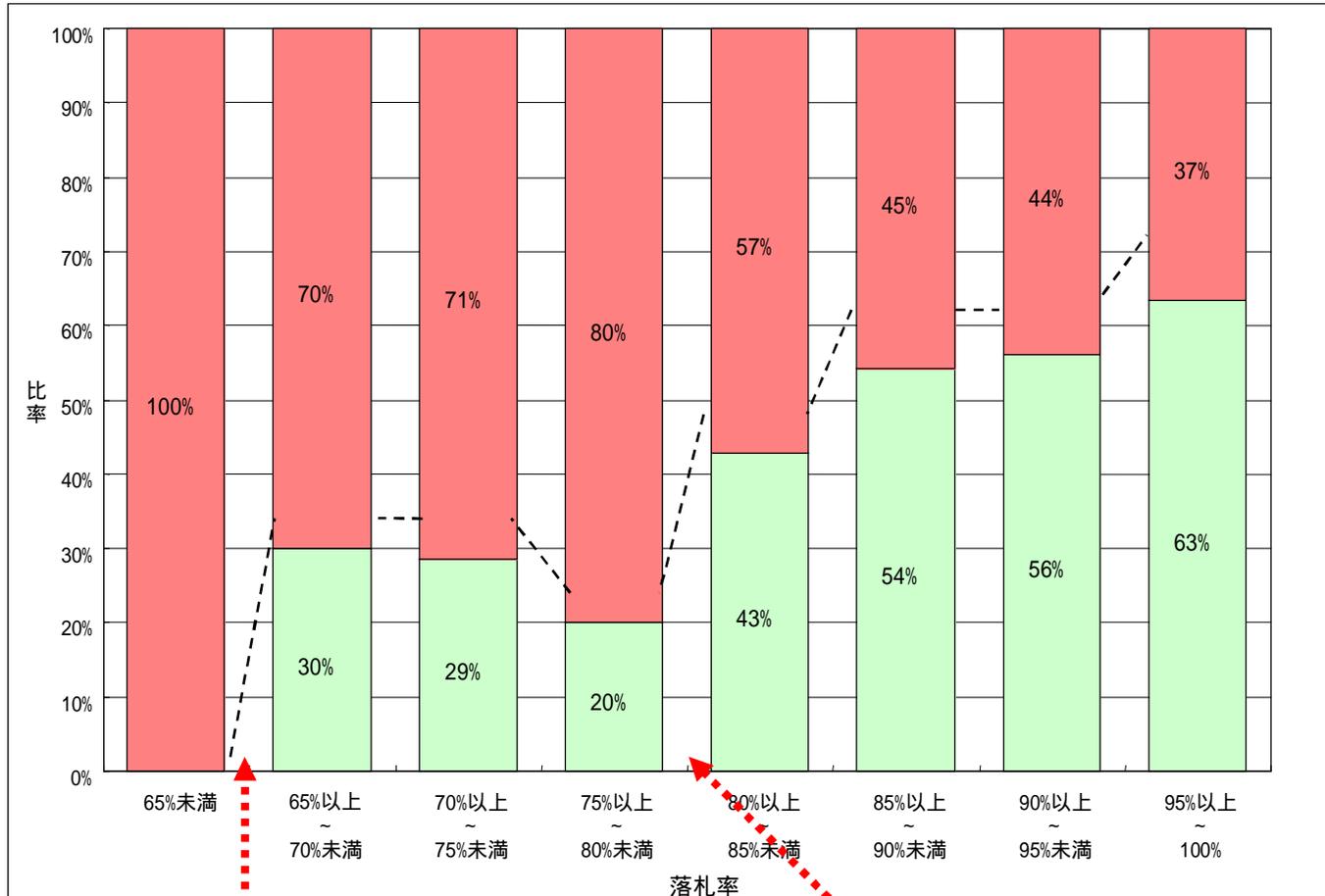
調査基準 価格	<p>当該契約の内容に適合した履行が <b>なされないこととなるおそれがあると認められる懸念が小さい</b></p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確保の确实性</li> <li>・品質確保の実効性</li> </ul> <p>について審査</p>
	<p>⇒ <b>審査次第</b>で評価点(最大30点)を付与。他の加算点は、<b>審査次第(履行がなされない事情が認められる場合に限り減点)</b></p>		
施工体制が著しく確保されないおそれがある価格	<p>当該契約の内容に適合した履行が <b>なされないこととなるおそれがあると認められる</b></p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確保の确实性</li> <li>・品質確保の実効性</li> </ul> <p>について審査</p>
	<p>⇒ 追加資料の提出を求め、厳格に審査 <b>審査次第</b>で評価点の一部(30~0点)を付与。他の加算点は、<b>審査次第(履行がなされると認められる場合に加点)</b></p>		
	<p>当該契約の内容に適合した履行が <b>なされないおそれがあると認められる懸念が大きい</b></p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確保の确实性</li> <li>・品質確保の実効性</li> </ul> <p>について特に重点的に審査</p>
	<p>⇒ 追加資料の提出を求め、厳格に審査 <b>審査次第</b>で標準点を付与しない。 <b>(履行がなされると認められる具体的な事情が確認できる場合に限り加点)</b></p>		

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格

予定価格の算定の前提とした各費用項目ごとの金額に、直接工事費に75%、共通仮設費に70%、現場管理費に60%、一般管理費に30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの。

## 工事成績評定と落札率の関係

- ・工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- ・落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

■ 平均点未満の工事  
■ 平均点以上の工事

工事成績評定点の平均点：74点  
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

対象データ(工事規模1億円以上)  
平成15・16年度竣工工事から  
310件の工事を抽出

- ・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
- ・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。

## 2. 特別重点調査の試行実施

### (1) 特別重点調査の対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、予定価格2億円以上の工事（必要に応じて、予定価格2億円未満の工事についても適用可能）

### (2) 調査の流れ

#### 低価格入札の発生

#### 発注者から特別重点調査対象者への連絡

原則として、連絡日から7日以内に資料等（所定の様式、様式の記載内容が証明・確認できる資料）の作成、提出を求める。

提出後の応札者からの差し替え及び再提出は認めない。

施工体制確認型総合評価方式の適用対象工事において、所定の資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。

#### 特別重点調査の実施

調査対象者

・ 調査基準価格を下回った者のうち下記のいずれかに該当する者

直接工事費：予定価格の直接工事費の75%未満の場合

共通仮設費：予定価格の共通仮設費の70%未満の場合

現場管理費：予定価格の現場管理費の60%未満の場合

一般管理費等：予定価格の一般管理費等の30%未満の場合

調査方法

特別重点調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った複数の者について並行して行うことができ、手続きについては最低価格または最も高い評価値で入札した者から順に行う。

調査の内容

品質確保、安全管理のための体制、建設副産物の搬出等法令遵守のための費用の調査

入札金額の積算内訳書の厳格な確認

・ V E提案等により示された新技術、新工法等によりコスト縮減の達成が可能で縮減額の妥当性を確認した場合は、入札価格の額に当該縮減金額を加算した額を用いて基準に該当するかを判断

・ ただし、上記に該当した費用項目のみの確認だけでは契約の内容に適合した履行がなされないおそれの有無を判断しかなるときは、他の費用項目についても厳格な調査を実施

入札者の申し込みに係る価格が積算内訳書に計上されている費用を下回っている場合は、下回る額が他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

#### 落札者の決定

### (3) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合（失格または無効）の考え方

対象者から必要資料の提出が期間内になされない場合、事情聴取に応じない場合

必要資料とは、下記の提出様式と各項目の内容が証明・確認できる資料をいう。

資料の提出が行われたが、内容に不備がある場合。

・ 徴求した証明書類、取引実績等の提出がない  
事情聴取において、低価格による入札理由の経済合理性等が挙証されないと判断する場合。

・ 見積価格の合理性、現実性を説明できない

・ 下請業者等への不当に赤字転嫁をするおそれがある

・ 取引実績がない低価格で下請業者等からの調達を見込んでいる。

### (4) 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

#### 1) 虚偽説明等への対応

調査対象者の虚偽の資料提出若しくは説明が明確化した場合重点的な監督、施工中の重点調査（中国地整運用）、工事コス調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合

当該工事の成績評定において厳格に反映

過去5年以内に の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「不正又不誠実な行為」として指名停止

#### 2) 公正取引委員会及び建設業許可部局への通報

代表取締役の誓約書を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む）

原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として公正取引委員会へ通報

建設業法に違反する行為等がないよう建設業許可部局へ通報し、立入調査等の徹底を要請



### 3) 関係資料の公表

前述の誓約書を提出し、**施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者に関する情報**を、企業毎に一覧できるように、**整備局及び本省のホームページで公表**

### 4) 契約後の取り扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事は、本調査に係る資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講ずる。

**施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず実施し、特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認**  
**施工計画書のヒアリングを必ず実施し、特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認**

### 5) 工事完了後の取り扱い

工事完成後の工事コスト調査の厳格実施

以上の5事項については、入札説明書にて明確化

## (4) その他

既に入札説明書の交付が開始されている工事につて、特別重点調査を実施しようとするときは、入札説明書の交付を受けた者または競争参加資格確認通知を受けた者に、特別重点調査を実施する旨等を周知する。

### 提出様式

下記の項目についての所定の様式及び、各項目の内容が証明・確認できる資料の提出を求める（[17項目28様式](#)、添付書類約60種類）

様式1．当該価格で入札した理由

様式2-1、2-2、2-3、3．積算内訳書

（[様式2-3を除き各費用項目の確認](#)、[様式2-3一般管理費等の確認](#)）

様式4．下請予定業者等一覧表

（[各費用項目・その他施工体制全般の確認](#)）

様式5．配置予定技術者名簿（[現場管理費の確認](#)）

様式6-1、6-2．手持ち工事の状況（[共通仮設費の確認](#)）

様式7．契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

（[共通仮設費・現場管理費の確認](#)）

様式8-1．手持ち資材の状況（[直接工事費の確認](#)）

様式8-2．資材購入予定先一覧（[直接工事費の確認](#)）

様式9-1．手持ち機械の状況（[直接工事費の確認](#)）

様式9-2．機械リース先一覧（[直接工事費の確認](#)）

様式10-1．労務者の確保計画（[直接工事費の確認](#)）

様式10-2．工種別労務者配置計画（[直接工事費の確認](#)）

様式11．建設副産物の搬出地（[法令遵守体制の確認](#)）

様式12．建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

（[法令遵守体制の確認](#)）

様式13-1．品質確保体制（品質確保のための人員体制）

（[品質確保体制の確認](#)）

様式13-2．品質確保体制（品質管理計画書）

（[品質確保体制の確認](#)）

様式13-3．品質確保体制（出来形管理計画書）

（[品質確保体制の確認](#)）

様式14-1．安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

（[安全確保体制の確認](#)）

様式14-2．安全衛生管理体制（点検計画）

（[安全確保体制の確認](#)）

様式14-3．安全衛生管理体制（仮設置計画）

（[安全確保体制の確認](#)）

様式14-4．安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）

（[安全確保体制の確認](#)）

様式15．誓約書（[一般管理費等の確認](#)）

様式16．施工体制台帳（[各費用項目の確認](#)）

様式17．過去に施工した同種工事の公共工事名及び発注者

（[その他施工体制全般の確認](#)）

### 従来の重点調査の提出様式

様式1．当該価格で入札した理由

様式2～4 入札金額の積算内訳書

様式5～6 手持ち工事の状況

様式7．契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

様式8．手持ち資材の状況

様式9．資材購入先及び購入先と入札者との関係

様式10．手持ち機械数の状況

様式11～12．労務者の具体的供給の見通し

様式13．過去に施工した公共工事名及び発注者

様式14．建設副産物の搬出地

特別重点調査の提出様式の記載要領及び添付書類

様式		記載要領	添付書類
様式1	当該価格で低入した理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>当該価格で入札した理由を、<u>労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請会社等の協力等の面から記載</u>する。</li> <li><u>直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各費目別に、自社が他の入札参加者よりも低価格で施工可能な理由を具体的に記載</u>するとともに、各事由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によっては自社が他の入札参加者よりも低価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式において計数的説明を行うものとする)。</li> <li>なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。 (注)この様式は、地方整備局長等から、施工体制確認型総合評価の審査のため追加資料の提出を求められたときは、提出することを要しない。</li> </ol>	
様式2	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>数量総括表に対応する内訳書とする。</li> <li>以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。</li> <li>契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、<u>発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の遊休社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上</u>するものとする。</li> <li>計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、<u>過去1年以内の取引実績に基づく下請業者等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させたものとする。</u></li> <li><u>自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上</u>するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。</li> <li><u>現場管理費の費目には、租税公課、保険料、社員給与等、法定福利費、外注費などを適切に計上</u>するものとする。このうち、<u>配置予定技術者及び自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他の区分として別計上</u>する。</li> <li><u>一般管理費等の費目には、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上</u>するものとする。</li> <li>入札参加者の<u>申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額</u>(上記3の定めに従って計上したもの)を<u>下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上</u>する。</li> <li>工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「<u>値引き</u>」、「<u>調整額</u>」、「<u>お得意様割引</u>」等の名目による金額計上は<u>行わない</u>ものとする。</li> <li>VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>現場管理費のうち、<u>別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書</u>又は労働基準法第108条の規定に基づく<u>賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し等</u>を添付する。</li> <li>上記1の添付書類のほか、<u>下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの(取引実績や購入原価等に裏付けられたもの)</u>を添付する。 ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。</li> </ol> <p>(注)本様式は、<u>積算内訳書として提出</u>するものとする。</p>

様式		記載要領	添付書類
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書	<p>1. 本様式は、<u>様式2-1に対する明細を記載</u>する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。</p> <p>2. 直接工事費だけでなく、<u>共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成</u>する。</p> <p>(注) 1. 本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。</p>	
様式2-3	一般管理費等の内訳書	<p>1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。</p> <p>2. 本様式には、<u>少なくとも、法定福利費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示</u>する。</p>	
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	<p>1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。 (例) 購入土 x = (単価 円/m<sup>3</sup>) 発生土 x = (単価 円/m<sup>3</sup>) m<sup>3</sup>を削減</p> <p>2. 記載例の場合、A - B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。</p>	
様式4	下請予定業者等一覧	<p>1. <u>下請予定業者、資材業者、機械リース会社について会社単位で記載</u>するとともに、契約対象工事において使用する<u>自社保有の資機材や労務者についても記載</u>する。</p> <p>2. <u>下請予定業者が使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載</u>する。</p> <p>3. <u>手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。</u></p>	<p>1. 本様式に記載したすべての<u>下請予定業者について、その押印した見積書</u>(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)を添付する。</p> <p>2. 上記1の<u>見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する。</u> (<u>当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。</u>)。</p>

様式		記載要領	添付書類
様式5	配置予定技術者名簿	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。</li> <li>2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなる場合は、その者についても記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。</li> <li>2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書類の写しを添付する。</li> </ol>
様式6 - 1	手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、契約対象工事現場付近(半径10km程度)の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。</li> <li>2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄には、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場まで距離及び連絡経路が分かるようにする。</li> <li>2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。</li> </ol>
様式6 - 2	手持ち工事の状況 (対象工事関連)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式には、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。</li> <li>2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄には、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。</li> </ol>	<p>当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。</p>
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。</li> <li>2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。</li> <li>2. 本様式に記載した事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。</li> </ol>

様式	記載要領	添付書類
<p>様式8-1</p> <p>手持ち資材の状況</p>	<p>1. 本様式には、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。</p> <p>2. 「<u>単価(原価)</u>」の欄には、<u>手持ち資材の原価に基づき記載</u>する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)。例えば、<u>使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については</u> <u>摩耗や償却を適切に見込んだ価格</u>を記載する。</p> <p>3. 「<u>調達先(時期)</u>」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。</p>	<p>1. 本様式に記載した手持ち資材について、<u>その保有を証明する帳簿の写し及び写真</u>(契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。</p> <p>2. 本様式に記載した手持ち資材について、<u>調達時の価格が確認できる契約書等の写し</u>を添付する。</p>
<p>様式8-2</p> <p>資材購入予定先一覧</p>	<p>1. 「<u>単価</u>」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、<u>当該業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)</u>のある単価以上の金額等合理的・現実的なものを記載する。</p> <p>2. 「<u>購入先名</u>」の「<u>入札者との関係</u>」欄には、<u>入札者と購入予定業者との関係</u>を記載する。(例)協会社、同族会社、資本提携会社等、また、取引年数を括弧書きで記載する。</p> <p>3. 手持ち資材以外で <u>自社製品の資材の活用を予定している場合</u>についても本様式に記載するものとし、「<u>単価</u>」の欄に <u>自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)</u>を、「<u>購入先名</u>」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。</p>	<p>1. <u>購入予定業者が押印した見積書</u>及びその購入予定業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる <u>契約書等の写し</u>を添付する。</p> <p>2. 本様式の「<u>購入先名</u>」の「<u>入札者との関係</u>」欄に記載した関係を証明する <u>規約、登録書等</u>を添付する。</p> <p>3. <u>自社製品の資材</u>の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる <u>書面</u>のほか、<u>自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)</u>など本様式の「<u>単価</u>」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる <u>契約書等の写し、原価計算書等</u>を添付する。</p>
<p>様式9-1</p> <p>手持ち機械の状況</p>	<p>1. 本様式には、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。</p> <p>2. 「<u>単価(原価)</u>」の欄には、<u>手持ち機械の使用に伴う原価に基づき記載</u>する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)。例えば、<u>年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)</u>を契約対象工事の専属の使用予定日数で按分した金額に <u>運転経費を加えた額</u>を記載する。</p>	<p>1. 本様式に記載した手持ち機械について、その <u>保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真</u>(契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。)を添付する。</p> <p>2. <u>過去1年間の稼働状況</u>など、本様式に記載した <u>手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面</u>を添付する。</p> <p>3. 本様式に記載した手持ち機械について、<u>原価の算定根拠を明らかにした書面</u>並びに <u>固定資産税(償却資産)に係る課税台帳登録事項証明書</u>や <u>納税申告における種類別明細書</u>など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び <u>当該年度の減価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。)</u>を明らかにした書面を添付する。</p>

様式		記載要領	添付書類
様式9-2	機械リース先一覧	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、入札者が直接、機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。</li> <li>2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。</li> <li>3. 「リース先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 また、取引年数を括弧書きで記載する。</li> <li>4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。))を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース先名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理的かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</li> <li>2. 本様式の「リース先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。</li> <li>3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書類のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。</li> </ol>
様式10-1	労務者の確保計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも( )内に外書きする。</li> <li>2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。 自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金及び法定福利費の合計額を記載する。</li> <li>3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。</li> <li>4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等取引年数を括弧書きで記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の給与支払実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。</li> <li>2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。</li> <li>3. 下請予定会社が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。</li> </ol>
様式10-2	工種別労務者配置計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。</li> <li>2. 「配置予定人数」欄においては、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。</li> </ol>	<p>本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。</p>

様式		記載要領	添付書類
様式11	建設副産物の排出地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。</li> <li>2. 「<u>受入れ価格</u>」の欄には、建設副産物の<u>受入れ予定会社が受入れる予定の金額</u>で、<u>当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)</u>のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書</u></li> <li>2. <u>受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)</u>のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を<u>確認できる契約書</u>等の写しを添付する。</li> </ol>
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、<u>入札者が直接、運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るもの</u>について記載する。</li> <li>2. 「<u>運搬予定者</u>」の欄は、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。</li> <li>3. 本様式の作成に当たっては、<u>建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載</u>する。</li> <li>4. 様式11に記載した<u>建設副産物の搬出</u>については、<u>建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載</u>するものとし、「<u>受入れ予定箇所又は工事理由</u>」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。</li> <li>5. <u>資材等の搬入</u>については、<u>資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載</u>するものとし、「<u>受入れ予定箇所又は工事理由</u>」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。</li> <li>6. <u>仮置き場との間の土砂運搬等</u>については、<u>土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載</u>するものとし、「<u>受入れ予定箇所又は工事理由</u>」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。</li> <li>7. 「<u>運搬予定者への支払予定額</u>」の欄は、<u>入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価</u>で、当該運搬予定者が取引した<u>実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)</u>のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等</u>を添付する。</li> <li>2. <u>搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等</u>を添付する。</li> <li>3. <u>仮置き場との間の土砂運搬等</u>に係る<u>運搬経路が確認できる地図等</u>を添付する。</li> <li>4. 本様式に記載の<u>運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)</u>のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を<u>確認できる契約書等の写し</u>を添付する。</li> </ol>

様式		記載要領	添付書類
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、<u>品質確保のための各種試験等(様式13-2)に要する体制及び出来形管理(様式13-3)のための検査体制に関する事項以外の事項について記載</u>する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「<u>実施事項</u>」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「<u>工事区分・工種・種別・細目</u>」のいずれに計上しているかを記載する。</li> <li>3. 「諸費用」の「<u>技術者単価</u>」の欄には、<u>経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金及び法定福利費の合計額を記載</u>する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式の「<u>諸費用</u>」の「<u>見込額</u>」に記載した金額を、<u>入札者(元請)が負担する場合</u>で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。 また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる<u>契約書等の写し</u>を添付する。</li> <li>2. 本様式の「<u>諸費用</u>」の「<u>技術者単価</u>」の欄に記載された金額を、<u>入札者(元請)が負担する場合</u>にあつては、「氏名」欄の者が「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与支払実績等が確認可能な<u>給与明細書</u>又は労働基準法第108条の規定に基づく<u>賃金台帳の写し</u>等を添付する。 本様式の「<u>諸費用</u>」の「<u>技術者単価</u>」の欄に記載された金額を、<u>下請予定業者が負担する場合</u>にあつては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある<u>技術者単価が確認できる契約書等</u>(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる<u>過去3月分の給与明細書</u>又は労働基準法第108条の規定に基づく<u>賃金台帳の写し</u>でも差し支えない。)</li> </ol>
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、で出来形管理(様式13-3)のための検査体制に関する事項以外の事項</u>について記載する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「<u>品質管理項目</u>」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「<u>工事区分・工種・種別・細目</u>」のいずれに計上しているかを記載する。</li> </ol>	<p>本様式の「<u>諸費用</u>」の「<u>見込額</u>」に記載した金額を、<u>入札者(元請)が負担する場合</u>で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。</p> <p>また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる<u>契約書等の写し</u>を添付する。</p>



様式	記載要領	添付書類
<p>様式13-3</p> <p>品質確保体制(出来形管理計画書)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。</li> </ol>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。</p> <p>また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</p>
<p>様式14-1</p> <p>安全衛生管理体制(安全衛生教育等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。</li> </ol>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。</p> <p>また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</p>
<p>様式14-2</p> <p>安全衛生管理体制(点検計画)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。</li> <li>3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金及び法定福利費の合計額を記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。</li> <li>また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</li> <li>2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を入札者(元請)が負担する場合は、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。</li> <li>本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたものを)を添付する。(当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。</li> </ol>



様式		記載要領	添付書類
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。</li> <li>2. 「諸費用」の欄には、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。</li> <li>3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理責任の遂行に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「諸費用」の欄を二段書きにする。</li> </ol>	<p>本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。</p> <p>また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</p>
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。</li> <li>2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金を記載する。 自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金及び法定福利費の額を( )内に外書きする。</li> <li>3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を( )内に外書きする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあつては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。</li> <li>2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。</li> <li>3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。</li> </ol>

様式		記載要領	添付書類
様式15	誓約書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本様式は、申込みを行った金額が、<a href="#">様式2 - 1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役の記名・押印のあるものを提出</a>する。</li> <li>2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。</li> <li>3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額(税込み)を記載する。</li> <li>4. 記3の「<a href="#">契約対象工事の施工に要する費用の額</a>」の欄には、別添1の<a href="#">積算内訳書に示された施工に要する費用の額(本経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額(いわゆるマイナス金額の一般管理費等)を含む)</a>(税込み)を記載する。</li> <li>5. 「<input type="text"/>円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該年度において、<a href="#">契約対象工事以外の国土交通省地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く。)</a>に関し、<a href="#">低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付</a>する。</li> <li>2. <a href="#">直近事業年度の損益計算書の写し</a>を添付する。</li> <li>4. <a href="#">本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面</a>を添付する。</li> </ol>
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <a href="#">過去5箇年程度</a>の間に元請として施工した<a href="#">同種工事の実績について記載</a>する。 この際、<a href="#">低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載</a>するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。</li> <li>2. 各工事ごとの<a href="#">予定価格、工事成績評定点等を記載</a>する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。</li> </ol>	

「施工体制確認型総合評価方式のヒアリング」と「低入札価格調査制度の特別重点調査」の関係

施工体制確認型総合評価方式のヒアリング

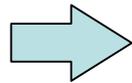
【目的】当該工事が、入札価格の範囲内で、技術提案の内容に従って確実に実施できるかを審査

【審査項目】

- 施工体制の確保がなされないおそれがないと認められるか
- 品質確保体制が確立されないおそれがないと認められるか

【審査方法】

- ・施工体制確保の確実性について、費用面も念頭に審査
- ・品質確保の実効性について、費用面も念頭に審査



企業経営に係わる部分(赤字の是非等)は問わない。

= 現場管理費は安全に関する事項のみ。

= 一般管理費等は、積算していれば可とする。

低入札価格調査制度の特別重点調査

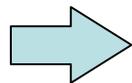
【目的】当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがないかの調査

【調査項目】

積算内訳、工事实績、経営状況等も含めた調査により企業の履行能力を判断

【審査方法】

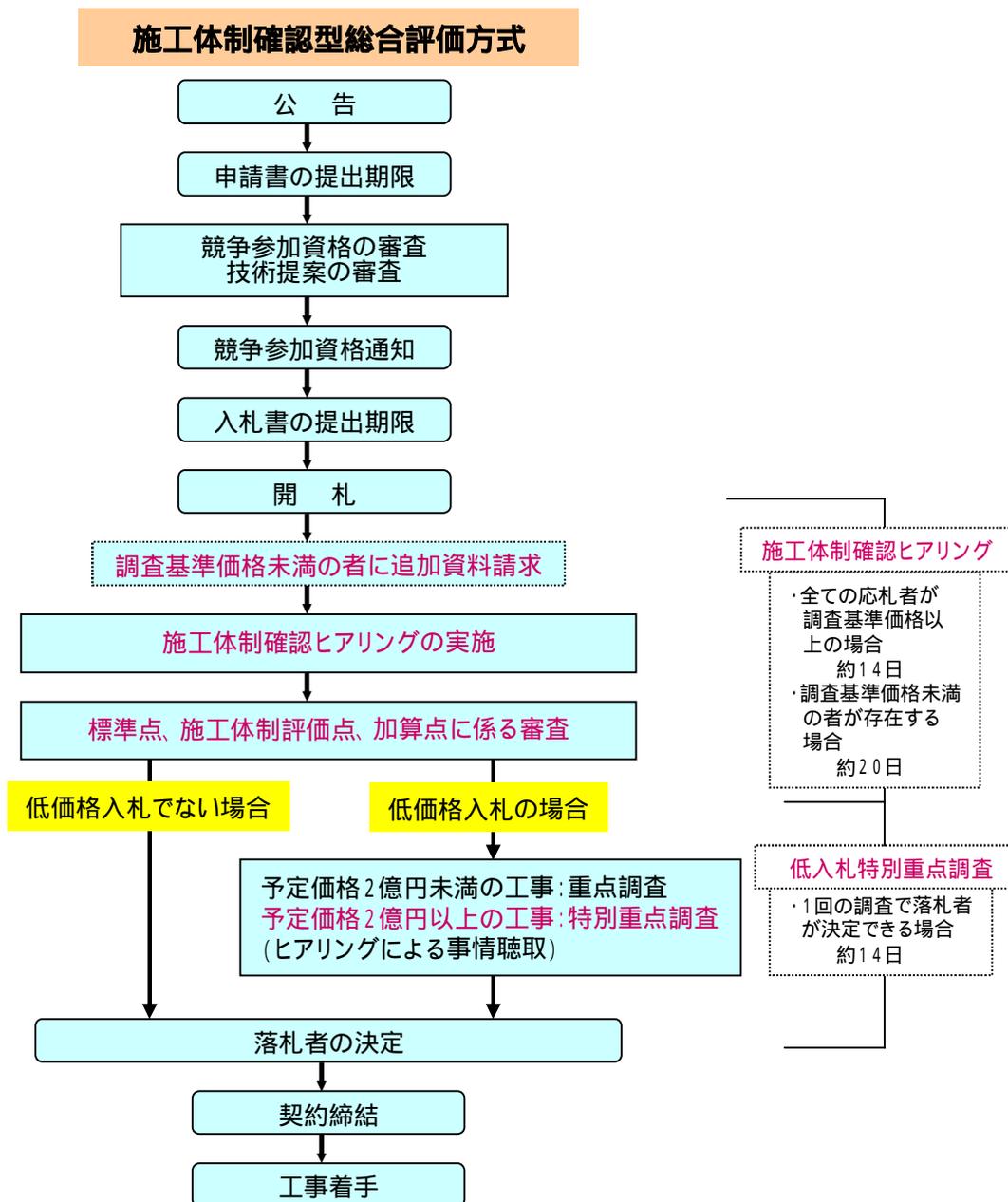
- ・積算内容の妥当性、企業の履行能力等を確認



企業経営に係わる部分(赤字の是非等)についても調査・判断

= 現場管理費、一般管理費等についても調査

手続きの流れ(一般競争入札の場合)



## 従来の総合評価方式と施工体制確認型総合評価方式の比較

過去に発注した工事をモデルに従来の総合評価方式と施工体制確認型総合評価方式の落札者決定に係るシミュレーションを行うと、従来の総合評価方式において低価格入札にて最低価格で応札した者が落札者となっていたが、施工体制確認型総合評価方式においては最高の技術提案を行った者が落札者となることとなる。

### = 従来の総合評価方式 =

総合評価方式の要件

(標準点 + 加算点)の満点: 123.1点

・標準点: 100点    ・技術提案及び施工計画の加算点の満点: 20点

・企業、技術者の評価(企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力等): 3.1点

落札者: 調査基準価格未満にて最低価格で応札した者

予定価格	548,410,000	
調査基準価格	438,950,000	80.0%

業者名	標準点	加算点		標準点 + 加算点	入札価格	落札率	評価値	調査基準 価格以上	備考
		技術提案、 施工計画	企業、技術者 の評価						
1社	100	17.5	0.9	118.4	357,000,000	65.1%	33.165	×	落札
2社	100	17.5	1.4	118.9	362,000,000	66.0%	32.845	×	
3社	100	17.5	0.7	118.2	375,000,000	68.4%	31.520	×	
4社	100	12.0	0.7	112.7	380,000,000	69.3%	29.658	×	
5社	100	17.5	0.7	118.2	435,000,000	79.3%	27.172	×	
6社	100	20.0	1.0	121.0	498,000,000	90.8%	24.297		
7社	100	10.0	0.8	110.8	465,000,000	84.8%	23.828		
8社	100	17.5	0.6	118.1	540,000,000	98.5%	21.870		

**= 施工体制確認型総合評価方式 =**

総合評価方式の要件

(標準点 + 加算点 + 施工体制評価点)の満点: 153.1点

・標準点: 100点 ・技術提案及び施工計画の加算点の満点: 20点

・企業、技術者の評価(企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力等): 3.1点

・施工体制評価点: 30点

技術提案及び施工計画の加算点は、施工体制の評価結果の施工体制評価点の満点に対する割合を乗じる。

落札者: 最高の技術提案を行った者

予定価格	548,410,000	
調査基準価格	438,950,000	80.0%

業者名	標準点	施工体制 評価点	加算点		標準点 + 施工体制評 価点 + 加算点	入札価格	落札率	評価値	調査基準 価格以上	A価格 ゾーン	B価格 ゾーン	C価格 ゾーン	備考
			技術提案、 施工計画	企業、技術者 の評価									
6社	100	30.0	20.0	1.0	151.0	498,000,000	90.8%	30.321					落札
7社	100	30.0	10.0	0.8	140.8	465,000,000	84.8%	30.280					
4社	100	10.0	4.0	0.7	114.7	380,000,000	69.3%	30.184	×				
8社	100	30.0	17.5	0.6	148.1	540,000,000	98.5%	27.426					
1社	100	0.0	0.0	0.9	100.9	357,000,000	65.1%	28.263	×				
5社	100	10.0	5.8	0.7	116.5	435,000,000	79.3%	26.782	×				
2社	100	0.0	0.0	1.4	101.4	362,000,000	66.0%	28.011	×				
3社	100	0.0	0.0	0.7	100.7	375,000,000	68.4%	26.853	×				

	官積算	特別重点調査相当価格
直接工事費	386,119,569	75% 289,589,677
共通仮設費	37,080,810	70% 25,956,567
現場管理費	78,786,956	60% 47,272,174
一般管理費	46,422,665	30% 13,926,800
計	548,410,000	(68.7%) 376,745,217

A価格ゾーン	調査基準価格以上	438,950,000 以上
B価格ゾーン	調査基準価格未滿かつ特別重点調査相当価格以上	376,745,217 以上
C価格ゾーン	特別重点調査相当価格未滿	376,745,217 未滿